

実務家必見!!

税理士が訴訟当事者となった注目判例 (終)

解説 和田倉門法律事務所 弁護士 内田久美子

【訴訟3】

診療所を経営する医師である原告が、被告顧問税理士に対し、原告が雇用していたAの横領につき、会計上の不正行為の有無を調査しなかったこと等が債務不履行になるとして、損害賠償請求をした事案

○東京地裁 平成28年5月18日判決（上記の点につき請求棄却）

第1 事案の概要

本件は、診療所を経営する医師である原告が、税理士である被告と税務顧問契約を締結していたところ、①原告が雇用していたAの横領につき、被告が、会計上の不正行為の有無を調査しなかったこと又は会計上の不正行為が疑われる事実を報告しなかったことが、上記税務顧問契約上の債務不履行になるとし、損害賠償請求権に基づき、損害合計6,975万3,500円及び②原告の承諾なく被告が顧問料及び決算報酬の増額分を受け取っていたとして、不当利得返還請求権に基づき、当該増額分の合計額112万円との合計7,087万3,500円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成26年2月21日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金の支払を求めた事案です。

後述のとおり、裁判所は①についての原告の主張を認めず、②についてのみ認めました。本判決は、控訴されることなく確定しています。

第2 前提事実

(1) 当事者等

原告は、平成4年から、本件診療所を開

設している医師です。Aは、本件診療所開設の頃から、本件診療所に派遣されていましたが、平成5年頃からは、原告に直接雇用されることになりました。Aは、本件診療所において事務長として会計上の処理や銀行手続、現金・預金の管理等を担当していました。

被告は、税理士であり、本件診療所開設の頃から平成21年まで、原告の顧問税理士でした。

(2) 原告と被告の間の税務顧問契約

原告と被告は、平成4年9月、税務顧問契約を締結しました（本件顧問契約の内容に、経営上の助言・指導等が含まれるか否かについては争いがあります。）。)

本件顧問契約に基づく顧問料等は、平成16年2月までは顧問料月額10万円及び決算報告報酬15万円と合意されていましたが、被告は、同年3月から顧問料月額12万円及び決算報告報酬15万円を、平成18年1月から本件顧問契約の終了まで顧問料月額14万円及び決算報告報酬20万円を受け取っていました（増額分合計112万円。本件顧問料等の増額について、原告の同意があったか否かについては争いがあります。）。)

(3) Aの横領

Aは、本件診療所内において、原告の現金及び預金を管理していたところ、自らの用途に消費する目的で、多額の金員を着服横領しました（このうち、原告は被告に対し、その一部である約7,000万円を損害賠償として請求しています。）。)

本件診療所内では、患者から受け取った

診療報酬等の現金は、本件診療所事務室内にある手提げ金庫に一時的に保管されていましたが、Aはこの保管金から7,000万円以上を横領しました。その際、本件保管金を横領したことがわからないようにするため、出金伝票に、「眼圧計代」、「心電計代」などの名目を記載するほか、大部分は「院長出金」との名目を記載していました。

このほかAは、原告名義の預金口座から、振込送金する方法でも横領していました。

(4) 被告の業務遂行

被告は、本件顧問契約に基づく委任事務を遂行するため、Aから、本件診療所に関する普通預金通帳の写し、本件診療所の事務員が作成した現金出納帳の写し及び銀行の振込一覧表の2か月分を受け取り、これらを資料として、収益と各費用科目に集計した現金出納帳及び合計残高試算表を作成していました。

また、被告は、毎年、1月以降に決算処理を行い、2月又は3月には資料を集めて総勘定元帳及び決算書を作成し、3月には原告の所得税の確定申告業務及び消費税の確定申告業務を行っていました。

被告は、上記の合計残高試算表、確定申告書の控え等を、宛名をAとして本件診療所へ郵送していました。

第3 争点及び当事者の主張

本件の主な争点及び当事者の主張は、概ね以下のとおりです。

(1) 被告は、原告に対し、会計上、不正行為が行われているかを調査する義務があったか(主な争点①)。

ア 原告の主張

原告は、被告に対し、本件顧問契約において、決算書類の作成補助、税務申告の代行、税務調査及び税務・会計に関する相談、総勘定元帳等の会計帳簿の作成、税務書類等の作成以外に、経営上の助言

及び指導についても委任した。

経営上の助言及び指導とは、すなわち、伝票、通帳、現金出納帳を確認して、金の流れが正常であるかについて確認し、会計上、不正行為が行われているか調査を行うことである。

イ 被告の主張

経営の助言・指導及び不正行為の発見は、本件顧問契約の委任の範囲に含まれていない。不正の防止・不正の発見は、本来、経営者である原告が行うべきことである。

税理士の業務は、税務代理、税務書類の作成、税務相談という本来の税理士業務(税理士法2条1項)と、その付随業務としての財務諸表の作成、会計帳簿の記帳代行等であるから、通常の税理士顧問業務は、これらの業務に限られ、これらを超える経営上の助言・指導等の業務は、特別な合意がある場合に限られるところ、本件顧問契約では特段の合意はない。

(2) 被告は、原告に対し、会計上、不正行為が行われていると疑われる状況がある場合、これを報告する義務があったか(主な争点②)

ア 原告の主張

受任者は、善管注意義務を負い、また、税理士は、税理士法1条又は41条の3から、適正な税額の算定に当たって不正行為を排除すべきことを要求されていると解されていることからすれば、会計業務を委託された税理士は、委託者に対して、不正が疑われる状況にある場合には、その状況を報告すべき義務を負うというべきである。

イ 被告の主張

税理士が、従業員の不正を認識した場合に、依頼者に対し、当該不正を報告する義務が認められることはあっても、不正が疑われるべき状況を報告すべき義務はない。

また、仮に、被告に上記義務が認められるとしても、本件において不正が疑われる状況にあったことは否認する。

(3) 被告は、原告に対し、決算報告等を行うべき義務を怠ったか(主な争点③)

ア 原告の主張

被告は、原告に対し、決算報告、財務書類の説明を行ったことがない。

仮に、Aが被告から説明を受けていたとしても、被告は、Aではなく、原告に対して、直接、決算報告や被告が作成した財務書類の説明をすべきであった。

イ 被告の説明

被告は、決算時期になれば、原告に決算説明のアポイントを入れ、アポイントがとれないときを除き、基本的に原告及び同席していたAに対して、決算説明を行い、その際には、決算資料を原告に渡している。アポイントがとれない場合は、Aに対して説明を行ったが、それは、原告から会計や出納を含め、本件診療所に関する診療以外の事務についてAに任せているのでAに対して行うよう指示があったからである。

(4) 本件顧問料等の増額についての原告の同意の有無(主な争点④)

ア 被告の主張

被告は、平成16年2月及び平成18年1月において、Aに対して、原告に報酬の増額の申入れを伝えてほしいと依頼し、後日、Aから原告が了承した旨の回答を得た。

イ 原告の主張

被告の主張は否認する。原告は、Aから、本件顧問料等の増額について話を聞いたこともなく、同意もしていない。

第4 裁判所の判断

これに対し、裁判所は、主な争点について、次のとおり判断しました。

(1) 主な争点①(被告は、原告に対し、会計上、不正行為が行われているかを調査する義務があったか)について

ア 上記認定事実のとおり、本件顧問契約につき、原告と被告の間で作成された契約書等はなく、原告が、明示的に、被告に対し、不正行為についての調査を委任したと認めることはできない。

イ 原告は、被告に対し、税理士としてできる全てのことを委任し、それには経営指導も含まれていたと主張し、これに沿う供述をするが、仮に原告がそのように認識していたとしても、それは主観的な期待にすぎず、税理士の業務が、税務代理、税務書類の作成、税務相談及び付随業務としての財務諸表の作成、会計帳簿の記帳代行等である(税理士法2条)ことに照らしても、原告の期待がやむを得ないといえるような客観的な事情を認めることはできないのであって、原告の主張を採用することはできない。なお、原告は、本件顧問契約における顧問料が高額であると指摘するが、原告の総所得等に照らし、これが高額であると認めることはできない。

ウ したがって、被告は、原告に対し、会計上、不正行為が行われているかを調査する義務があったと認めることはできない。

(2) 主な争点②(被告は、原告に対し、会計上、不正行為が行われていると疑われる状況がある場合、これを報告する義務があったか)について

ア 上記(1)のとおり、原告は、被告に対し、不正行為の調査を委任したということはできず、本件顧問契約における委任事務は、税理士としての本来業務である税務代理、税務書類の作成、税務相談及び付随業務としての財務諸表の作成、会計帳簿の記帳代行に限られるというべきであ

る。

本件顧問契約は、委任契約又は準委任契約であって、受任者である被告は、委任事務を処理するに当たって、委任の本旨に従った善管注意義務を負う。しかし、上記のとおり、本件顧問契約において委任されたのは、税理士の本来業務及び付随業務であって、本件診療所の適正な運営、委任者である原告の財産の管理や保全が委任の本旨になるものではないため、善管注意義務の内容として、被告が、一般的に、原告の財産又は本件診療所の運営に対する不正が疑われる状況にあるのかどうかを判断し、原告に報告すべきであったということとはできない。仮に、被告が委任事務を処理する際、会計上、不正行為が行われていることを知り、又は不正行為が行われていると疑われる状況を知ったにもかかわらず、原告に報告しなかったとしても、安易にこれを原告に報告することは、かえって当該不正行為を行ったと疑われた者に対する名誉毀損等の問題すら生じかねないのであって、法的な責任を負うべき義務違反はないというべきである。

イ 原告は、主として、院長出金名目の支出の増加、預金残高の減少、資金繰りの悪化等の状況を指摘し、これらからAの横領が疑われたはずであり、税理士法1条、41条の3の趣旨からすれば、被告は、当該状況を原告に報告すべきであったと主張する。

しかし、税理士法1条及び41条の3は、税理士が納税義務の適正な実現を目指すことを規定するものであって、委任者の財産等の保護等を規定するものではない。

そして、院長出金の増加や資金繰りの悪化の原因としては、従業員の横領以外の原因であることも十分あり得るのであるから、原告が主張するような事情があっ

たとしても、Aの横領によることが一見して明らかであったともいうことはできないにもかかわらず、被告が、原告主張の事実につき、原告に対し報告すべきであったということとはできない。

ウ 以上のとおり、被告は、原告に対し、会計上、不正行為が行われていると疑われる状況を報告する義務があったということとはできない。

(3) 主な争点③(被告は、原告に対し、決算報告等を行うべき義務を怠ったか)について

ア 前記前提事実及び上記認定事実によれば、被告は、本件診療所のA宛に作成した決算書等の財務諸表を送付し、また、決算報告も電話でAに説明していたと認められる。

イ 上記認定事実によれば、原告は、Bに対し、財務諸表や決算報告の確認を含む経理を任せていたが、平成10年9月頃、AがBの事務を全て引き継いでいる。そして、原告の供述によっても、Bが担当していた事務をAが引き継ぐに当たって、財務諸表や決算報告の確認を原告が直接することとした、又は被告に対し明確に自分に報告をするように指示したといった事情がないことからすれば、本件診療所内においては、Bが担当していた財務諸表や決算報告の確認についても、Aが担当することになっていたというべきであり、原告の明示の指示がなくとも、被告が、Aへ財務諸表を送付し、Aに決算報告を説明すれば、必要なことは原告に伝わるはずだと考えて、Aに財務諸表の送付や決算報告をしたことが、本件顧問契約上の義務に違反するということとはできない。

ウ したがって、被告は、原告に対し、決算報告等を行うべき義務を怠ったということとはできない。

(4) 主な争点④(本件顧問料等の増額につい

ての原告の同意の有無)について

被告は、Aを介して原告から本件顧問料等の増額について了承を得ていると主張し、これに沿う供述をする。

しかし、Aが、本件顧問料等の増額について原告に伝えたこと、原告がこれを了承したことのいずれも認めるに足りる証拠はない。被告は、Aに増額を依頼してから1、2か月後に増額された顧問料等が振り込まれていたことから、原告が了承したものと考えたと供述するが、上記認定事実によれば、Aが経理面を担当していたこと及び原告が経理面における事務に積極に関わっていなかったことからすれば、Aが原告に無断で本件顧問料等の増額を行った可能性もあり、原告がこれに同意していたと推認することはできず、その他にも原告がこれに同意していたことを裏付けるに足りる証拠はない。

したがって、本件顧問料等の増額について、原告が同意していたと認めることはできない。

そうすると、本件顧問料等の増額にかかる112万円については法律上の原因があったとは認められず、被告の不当利得が成立する。

第5 留意点

本件において、裁判所は、まず、被告が負うべき債務について、原告被告間で締結された顧問契約の内容がどのようなものであったかを認定しています。

本件当事者間で、顧問契約書は作成されていませんでしたが、裁判所は、税理士法の規定や、当事者間で特段の合意がされたとの主張立証もないこと等から、本件顧問契約における委任事務は、本来業務である税務代理、税務書類の作成、税務相談及び付随業務としての財務諸表の作成、会計帳簿の記帳代行に限られると認定しています。この点、当事者

間で委任事務を明確に記載した契約書があれば、立証はより容易であったと考えられます。

本件顧問契約の内容が上記のようなものであったことから、裁判所は、被告に、会計上、不正行為が行われているかを調査する義務があったとはいえないと判断しました。

さらに、裁判所は、本件顧問契約の内容から、被告が、一般的に、原告の財産又は本件診療所の運営に対する不正が疑われる状況にあるのかどうかを判断し、原告に報告すべきであったということはできないし、仮に、被告が委任事務を処理する際、会計上、不正行為が行われていることを知り、又は不正行為が行われていると疑われる状況を知ったにもかかわらず、原告に報告しなかったとしても、安易にこれを原告に報告することは、かえって当該不正行為を行ったと疑われた者に対する名誉棄損等の問題すら生じかねないのであって、法的な責任を負うべき義務違反はないとしています。

この点、類似の事案において、顧問税理士に不正発見義務はないものの、「少なくとも受任者が不正を発見したときには、これを委任者に報告する義務があるものと認めるのが相当である」としていた裁判例（富山地裁平成12年8月9日判決）より進んだ裁判例といえるでしょう。

おわりに

税理士が訴訟当事者となった注目判例を3件ほどご紹介致しました。今回ご紹介した判例のうち、2つは税賠事件ではないものの、税理士が訴訟当事者となるケースの多くは、顧客からの損害賠償請求訴訟です。

トラブルの一原因として、税理士が考えている受任事項と、顧客が考えている依頼事項との齟齬があることがあります。言った言わないのトラブルも多いです。いずれも、重要な事項については書類化することで、多くは対処できるでしょう。